



平成29年度版

大分県信用保証協会の現況

大分県信用保証協会ディスクロージャー誌

OITA GUARANTEE

Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

Contents

ごあいさつ	1
大分県信用保証協会の概要	2
信用保証のしくみ	3
責任共有制度について	4
信用保証のご利用について	5
信用保証料について	6
当協会の取組	8
広報活動	10
平成28年度経営計画の評価	11
外部評価委員会意見書	15
平成28年度財務報告	16
信用保証の動向	18
中期事業計画（平成27年度～平成29年度）	22
平成29年度経営計画	24
コンプライアンスについて	26
個人情報保護について	28
大分県信用保証協会の制度資金	29
大分県の制度資金	30
市町村の制度資金	31
役員・組織機構図	32
お問い合わせ	

ごあいさつ

大分県信用保証協会
会長 日高 雅近



関係各機関の皆様におかれましては、平素より当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

本年度も皆様に当協会をより一層ご理解いただくために、ディスクロージャー誌『平成29年度版大分県信用保証協会の現況』を作成いたしました。本誌は、当協会の概要、信用保証制度のしくみや内容、平成28年度の業務実績と外部評価委員会意見書などを掲載しております。本誌を通じて、さらに多くの皆様に、信用保証制度を有効にご活用いただくようになれば幸いです。

平成28年度の我が国経済は、個人消費や民間設備投資に力強さを欠くものの、雇用・所得環境に改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

本県では、平成28年熊本地震が発生し、大きな被害を受けました。観光関連を中心に景気の落ち込みが懸念されましたが、『九州ふっこう割』などの取り組みにより早期に復興が進み、程なく国レベルに近いところまで回復しました。

当協会としても、こうした状況に機敏に対応するため、昨年度、熊本地震の被災者支援として、行政、金融機関と連携して災害特別融資に取り組みました。借換保証による返済負担の軽減、小口先カードローン（スモール300）を利用した効率的な資金繰りも充実させました。経営・再生支援では、「経営安定化支援事業」、「経営改善計画策定費用に対する補助事業」により改善計画の策定支援を行うとともに、サポートミーティングを積極的に活用しました。

本年度に入って、6月には信用保証制度の見直しの法改正、7月には北部九州集中豪雨の発生など、当協会に関わりのある情勢は大きく、また激しく変動しています。

大規模な経済危機や災害に対する中小企業・小規模事業者に対する金融支援について当協会は必要な役割を果たしてまいります。また、当協会と金融機関が緊密に連携し、中小企業のライフステージに応じて適切にリスク分担を行い、資金繰り支援や経営支援を強化します。

これからも、中小企業・小規模事業者のよきパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指し、役職員一同全力で取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年 8月

大分県信用保証協会の概要

○プロフィール

設 立	昭和24年 4 月26日
根 拠 法 律	信用保証協会法（昭和28年 8 月10日 法律第196号）
関 係 法 律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。（大分県信用保証協定会款第1条）
基 本 財 産	154億38百万円
保証債務残高	1,531億71百万円
利用企業者数	11,226企業
役 職 員 数	常 勤 役 員 4 名 非 常 勤 役 員 11 名 職 員 53 名
事 務 所	大分市金池町 3 丁目 1 番64号（大分県中小企業会館内） 大分市金池町 3 丁目 1 番68号（大分県信用保証協会別館）

（平成29年 3 月31日現在）

○基本理念

私たち 大分県信用保証協会 は
より良いサービスと、各種保証を通じて
中小企業と地域社会のさらなる発展に貢献いたします

○スローガン

もっと企業のために、よりよい未来社会のために

○シンボルマーク



OITA GUARANTEE
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

大分の「O」と信用の「S」の頭文字でデザインしています。
「S」は、鳥の飛翔をイメージ。「S」の頭文字を3つの羽とみなし、中小企業・金融機関・大分県信用保証協会の三者の協調と信頼関係を表しています。
シンボルカラーも青一色とし、未来へのチャレンジと飛躍をイメージしています。

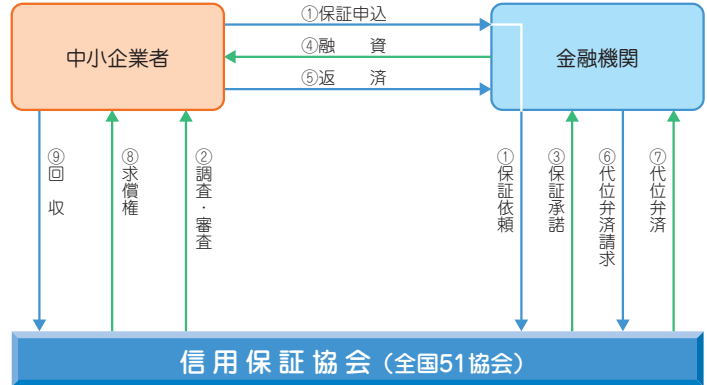
信用保証のしくみ

信用保証制度 (図1)

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

- ①中小企業者は、信用保証協会に保証申込をします。(金融機関を経由していただくのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会に直接お申込みいただく方法もあります。)
- ②信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。
- ⑤中小企業者は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が何らかの事情で借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は、信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧代位弁済を行うことにより、金融機関が有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨中小企業者及びその保証人には、信用保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

(図1)



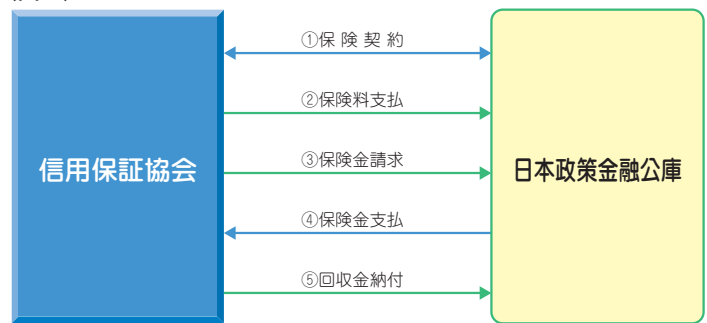
信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者です。

信用保険制度 (図2)

信用保証業務にともなうリスクを、信用保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④信用保証協会は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として日本政策金融公庫から受領します。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金の一部を、保険金の受領割合に応じて保険納付金として日本政策金融公庫に納付します。

(図2)

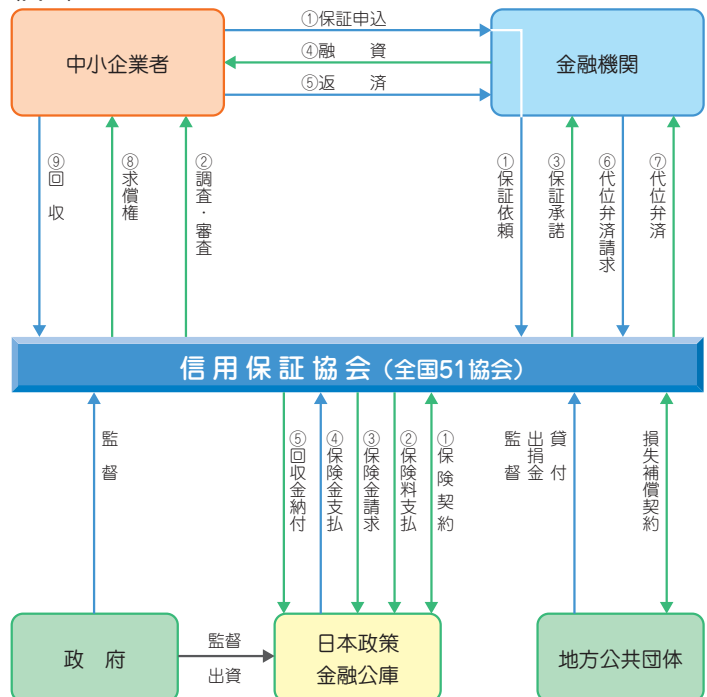


信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

信用補完制度 (図3)

信用保証協会の「信用保証制度」と日本政策金融公庫の「信用保険制度」との2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

(図3)



責任共有制度について

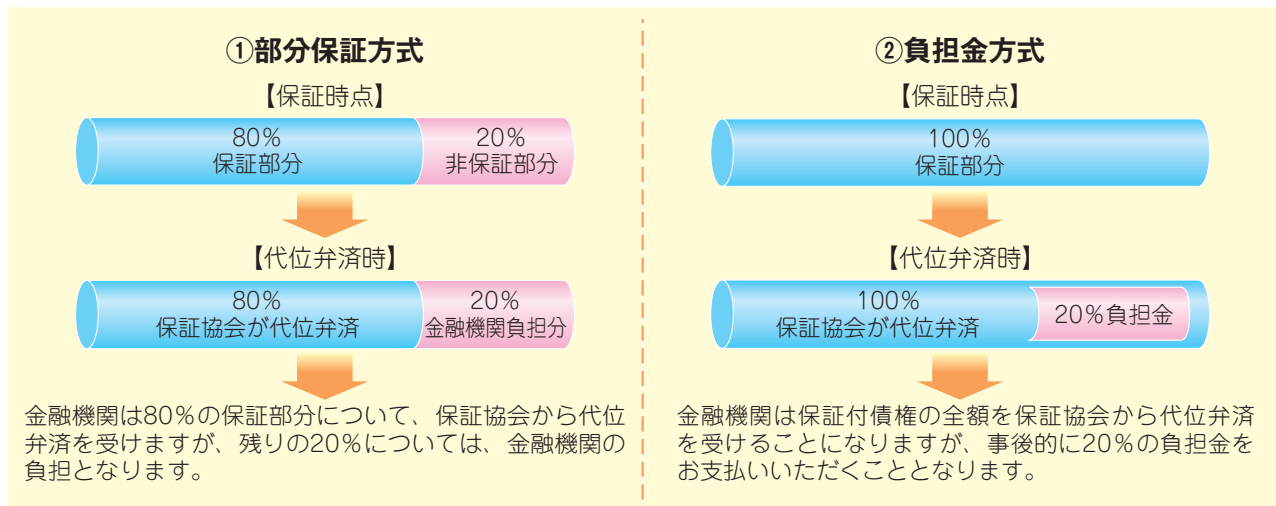
◎制度の目的

信用保証協会の保証付き融資につきましては、従来、信用保証協会が融資取扱金融機関に対し、原則100%保証していました。

平成19年10月から、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して、融資実行やその後の経営支援・再生支援等を行うことを目的として「責任共有制度」が導入されました。

◎制度の概要

責任共有制度は、①部分保証方式（金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式）、②負担金方式（金融機関の過去の制度利用実績に基づき一定の負担金を支払う方式）があり、各金融機関がいずれかの方式を選択することとなっています。（概要は下表のとおり）



（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証等の部分保証制度は、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

◎責任共有制度の対象とならない保証制度

責任共有制度の対象外となる保証（100%保証）は以下のとおりです。

1. 小口零細企業保証
2. 特別小口保険に係る保証（ただし NPO 法人を除く）
3. 経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号に係る保証
4. 災害関係保険に係る保証
5. 創業関連保険（支援創業関連保証及び再挑戦支援保証含む）、創業等関連保険に係る保証
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権消滅保証
8. 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
9. 東日本大震災復興緊急特例保険に係る保証
10. 経営力強化保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）
11. 事業再生計画実施関連保証（保証割合が100%の保証を既往借入金の範囲内で借り換えた場合に限る）

信用保証のご利用について

【保証をご利用いただける方】

○業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。

○区域

次の（１）または（２）に該当すれば保証対象となります。

- （１）個人の場合：住居または事業所のいずれかが大分県内にあるもの
- （２）法人の場合：大分県内に本店または事業所を有するもの

（注）制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

○企業規模

法人の場合は、資本金（出資金）または常時使用する従業員のいずれか一方が、個人またはNPO法人の場合は、常時使用する従業員が、下記の条件を満たしていればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員
製 造 業 ・ 建 設 業 運 送 業 ・ そ の 他	3 億円以下	300人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業 (飲 食 業 含 む)	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

*個人が医業を営む場合、常時使用する従業員数は100人以下です。

ただし、次の政令特例業種については、下記のとおりとなります（NPO法人を除く）。

業 種	資 本 金	従 業 員
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自 動 車 又 は 航 空 機 用 タ イ ヤ 及 び チ ュ ー プ 製 造 業 なら び に 工 業 用 ベ ル ト 製 造 業 を 除 く)	3 億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3 億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

*生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、常時使用する従業員数には含まれません。

*組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

○業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用になれます。

ただし、農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業は除く）、パチンコ店等の遊技業、性風俗関連特殊営業、興信所・易断所、その他信用保証協会において保証対象として不適当と認める業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする業種については、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

○その他

反社会的勢力は、信用保証協会の保証の対象となりません。

【保証の内容】

○保証の最高限度額

法人・個人	2 億8,000万円
組 合	4 億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。

このほかに国が定める制度保証で、一定の要件を備えている方は、別枠で保証のご利用ができます。

○保証期間

最長20年以内まで取り扱いできます。

なお、それぞれの制度により定めがありますので、別掲の保証制度のご案内（P29～31）をご覧ください。

○資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限ります。

○連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

なお、実質経営者、許認可名義人、当該事業に従事する配偶者、事業継承予定者は連帯保証人になっていただく場合があります。

○担保

必要に応じ、不動産等を提供していただきます。

信用保証料について

信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、協会保証の利用の対価として、信用保証料をお支払いいただきます。

信用保証料は日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、信用保証料以外に手数料等は一切いただいておりません。

信用保証料率

平成18年4月1日より、基本の保証料率は、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として9段階のリスク考慮型保証料率体系を導入しています。

セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証などの特別な保証制度は、リスク考慮型保証料率体系の対象とはならず、一律の保証料率を適用します。

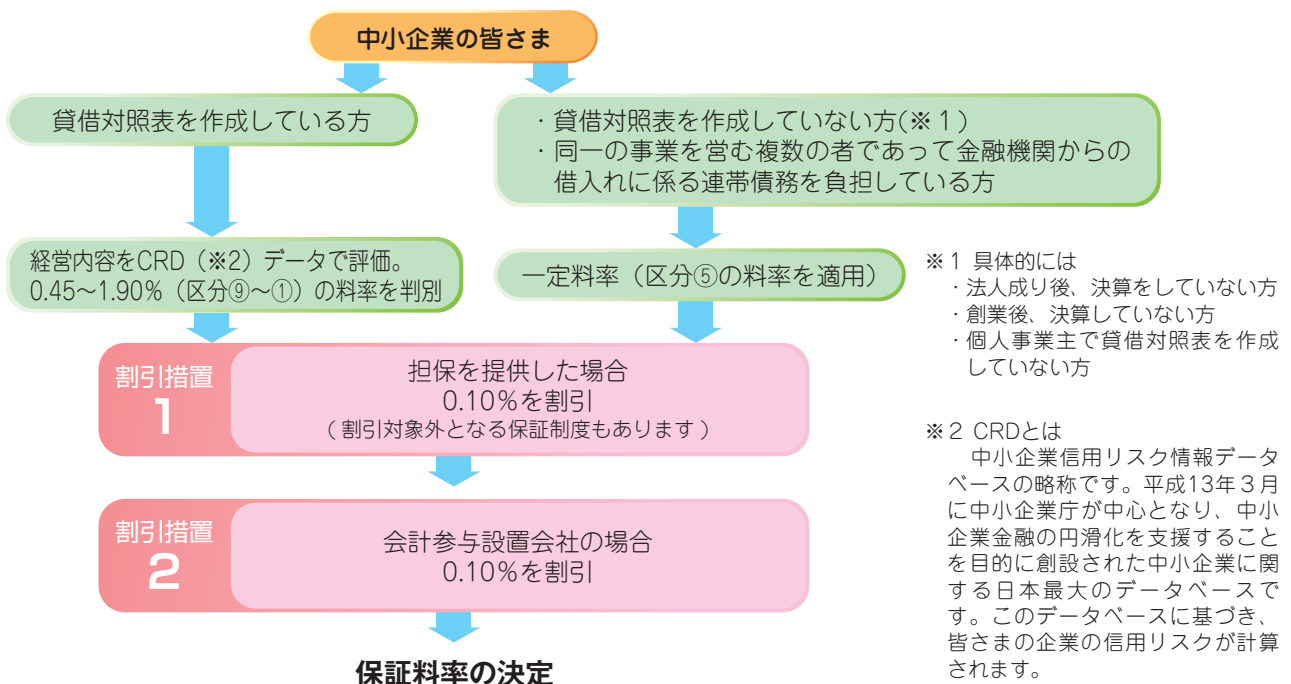
【基本保証料率】

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

注) 特殊保証は当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、小口先カードローン当座貸越根保証、割引根保証です。
保証制度によっては上記の9段階の保証料率とは異なる場合がございます。

信用保証料率決定の流れ



◎信用保証料の計算

信用保証料は、借入金額、保証期間、保証料率、分割返済回数別係数に基づいて、一定の計算式によって算出されます。

一括返済

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12$$

【計算例】

借入金額500万円 保証期間1年（一般保証、据置きなし）保証料率1.15%
 $5,000,000\text{円} \times 12\text{ヵ月} \times \text{年}1.15\% \times 1 / 12 = 57,500\text{円}$
お支払いいただく保証料 57,500円

分割返済

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間（月）} \times \text{保証料率（\%）} \times 1 / 12 \times \text{分割返済回数別係数}$$

【計算例】

借入金額500万円 保証期間5年（一般保証、据置きなし）保証料率0.8%
 $5,000,000\text{円} \times 60\text{ヵ月} \times \text{年}0.8\% \times 1 / 12 \times 0.55 \text{（分割返済回数別係数）} = 110,000\text{円}$
お支払いいただく保証料 110,000円

【分割返済回数別係数表】

返済回数	回数別区分		係数	
			均等分割返済	不均等分割返済
6回以下			0.70	0.77
7回以上12回以下			0.65	0.72
13回以上24回以下			0.60	0.66
25回以上			0.55	0.61

◎信用保証料のお支払い

信用保証料は、原則、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間が2年超の場合は、お申し出により下記の「分割徴収割合表」を適用し、分割にてお支払いいただくことも可能です。

【分割徴収割合表】

保証期間	分割回数	分割支払割合									
		融資実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
2年超 4年以内	2回	75%	25%								
4年超 6年以内	3回	60%	30%	10%							
6年超 8年以内	4回	45%	35%	15%	5%						
8年超 10年以内	5回	35%	30%	20%	10%	5%					
10年超 12年以内	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%				
12年超 14年以内	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%			
14年超 16年以内	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%		
16年超 18年以内	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%	
18年超 20年以内	10回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	3%	2%

当協会の取組

◆平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業の皆さまに対する支援

平成28年熊本地震で被災した中小企業の皆さまを支援するため、大分県や金融機関と協力して、貸付利率0.8%、保証料率0%の「大分県地域産業振興資金（災害復旧特別融資）」を創設しました。同制度を主体として、被災した施設等の復旧に伴う設備資金や、風評被害等による売り上げ減少に伴う運転資金を支援するとともに、資金繰りが悪化した先に対しては既存融資の条件変更にも柔軟に対応しました。

また特別相談窓口の開設により土日の相談にも対応し、中小企業の皆さまの資金繰り支援に取り組みました。

これにより、震災に関する保証承諾実績は平成28年度末で912件10,889百万円となりました。

◆金融相談会

県内各地の商工会議所で定期的に金融相談会を開催しています。

当協会の中小企業診断士や保証部職員が、各種保証制度をはじめ、保証業務全般や経営に関することなど、中小企業の皆さまからのご相談に直接応じています。

中津地区	毎月第3火曜日	午前10時～午後3時	場所：中津商工会議所
日田地区	毎月第2火曜日	午後1時～午後3時	場所：日田商工会議所
佐伯地区	毎月第2木曜日	午前10時～正午	場所：佐伯商工会議所

◆専門家派遣事業

平成23年5月から当協会独自の事業として専門家派遣事業を開始しています。本事業は、当協会をご利用いただいている中小企業の皆さまに、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いする事業です。

平成28年度は34企業に対し派遣を実施しました。

～概要～

制度の運営	大分県信用保証協会
業務委託先	公益財団法人大分県産業創造機構
派遣する専門家	公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家
利用対象者	当協会を利用している中小企業者
派遣回数	原則3回（必要に応じて5回まで実施可能）
派遣時間	1回あたり3時間
費用	無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担）

大分県信用保証協会
専門家派遣事業のご案内

あなたの経営課題を 解決します!

本事業は、大分県信用保証協会をご利用いただいている中小企業の皆さまが、事業を継続する上で抱える各種課題に対して、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、目標の実現や課題解決に向けたお手伝いをする事業です。お取引金融機関、または、当協会に直接ご相談ください。当協会から、公益財団法人 大分県産業創造機構に登録している専門家を派遣します。

費用は無料です!
専門家への報酬等は、
当協会が負担します。

まずはご相談ください!


大分県信用保証協会
総機 保証・相談部 TEL.097-532-8246
 保証・相談部二課 TEL.097-532-8247
www.oita-cgc.or.jp

本事業は、大分県信用保証協会が主催するものであり、大分県信用保証協会の事業として実施されています。また、本事業は、大分県信用保証協会の事業として実施されています。また、本事業は、大分県信用保証協会の事業として実施されています。

◆サポートミーティング事業

当協会では、経営支援や再生支援が必要な中小企業者に対し、中小企業者及び取引金融機関等が一堂に会するサポートミーティング（個別企業支援会議）事業を実施し、関係者間における合意形成のお手伝いをしています。

平成28年度は82先に対し延べ116回実施しました。

【目的】

経営支援・再生支援が必要な大分県内の中小企業者に対し、サポートミーティングを開催することにより、中小企業者及び取引金融機関等相互の連携を図り、迅速かつ効果的な支援を行うことを目的とします。

【支援対象者】

原則、保証協会の保証利用がある先で、既往借入金について返済緩和等の措置を受けているが、経営改善に強い意志を持つ中小企業者。

【会議のメンバー】

1. 中小企業者の代表者（又は役員）
2. 中小企業者の取引金融機関担当者
3. 当協会担当者
4. その他中小企業者が希望した方で取引金融機関及び当協会が認めた方

◆「経営改善計画策定費用」に対する補助事業

当協会では、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に係る取り組みとして、事業者の自己負担部分の一部に対する費用補助を行っています。

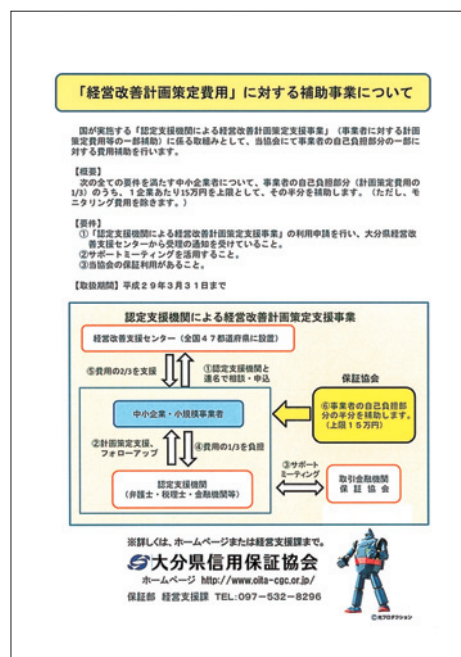
平成28年度は21件に対し総額2,046千円の補助を行いました。

【概要】

次のすべての要件を満たす中小企業者について、事業者の自己負担部分（計画策定費用の1/3）のうち、1企業あたり15万円を上限として、その半分の補助します。（ただし、モニタリング費用を除きます。）

【要件】

- ①「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、大分県経営改善支援センターから受理の通知を受けていること。
- ②サポートミーティングを活用すること。
- ③当協会の保証利用があること。



広報活動

当協会では、信用保証協会への理解を深めていただくために、様々な広報活動を行っています。今後も「顔の見える協会」を目指し、広報の充実に力を注いでまいります。

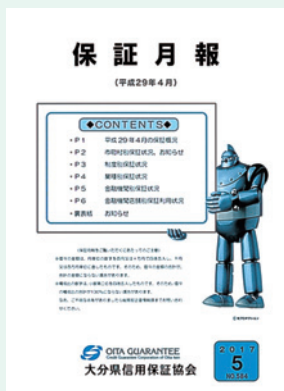
ホームページの活用

信用保証協会に関する基本事項のほか、各種保証制度のご紹介やご利用方法など、最新情報を幅広く掲載しています。

ホームページアドレス
<http://www.oita-cgc.or.jp>



保証月報と季刊誌「RELATION」の発行



毎月1回、当協会の保証状況をわかりやすくまとめた「保証月報」を発行しています。

また季刊誌「RELATION」では、県内中小企業者や金融機関のご紹介をはじめ、各種保証制度のご利用方法や改正点などの情報を提供しています。

リーフレットの作成



「信用保証制度のご案内」など、各種リーフレットを作成し、制度の理解促進に努めています。

外部機関等の広報誌への広告掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」「経営支援」に関する情報やお知らせを掲載しています。これからも地域に密着した中小企業支援団体等の広報誌への情報発信を行います。

【掲載先】

左：「創造おおいた」公益財団法人大分県産業創造機構
 右：「Compass」大分県中小企業団体中央会



平成28年度経営計画の評価

大分県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、金融支援・経営支援に努めてまいりました。

当協会は、経営の透明性を一層向上させて、対外的な説明責任を適切に果たすために、経営計画を公表し計画等の実施状況に係わる自己評価を行うとともに、第三者による評価を受けて、その結果について公表しています。

今般、平成28年度経営計画の実施状況について、自己評価を行いましたので、外部評価委員会意見書と併せて公表いたします。

I 業務環境について

1. 地域経済及び中小企業の状況

大分県内の景気は、平成28年熊本地震の発生により観光関連を中心に落ち込みが見られたものの、「九州ふっこう割」などの取組みにより観光・宿泊客が前年並みの水準まで戻るなど回復が見られた。先行きについては、雇用情勢が引き続き改善していくとともに、各種政策効果を背景に個人消費や生産活動が持ち直していくことが期待される。

2. 中小企業向け融資の動向

大分県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の中小企業向け貸出残高（平成29年3月末）をみると、地方銀行は1兆1,889億円（前年同月比101.2%）、第二地方銀行は3,396億円（同100.3%）といずれも増加した。

3. 大分県内中小企業の資金繰り状況

大分県内中小企業の資金繰りは改善した。平成28年度の財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の資金繰り判断 BSI は、平成28年4月－6月期に－6.3%ポイント（「悪化」超）であったものの、平成28年7月－9月期には－2.2%ポイント（「悪化」超）と改善し、その後、平成28年10月－12月期に－4.4%ポイント（「悪化」超）と悪化したものの、平成29年1月－3月期に2.2%ポイント（「改善」超）となっている。（第49～52回法人企業景気予測調査）

4. 大分県内中小企業の設備投資動向

大分県内中小企業の設備投資は減少した。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内中小企業の平成28年通期の設備投資計画は、4.6%の減少見込みとなっている。（第52回法人企業景気予測調査）

5. 大分県内の雇用情勢

大分県内の雇用情勢は改善した。大分労働局によると県内の有効求人倍率は1.36倍であった。財務省九州財務局大分財務事務所の調査によると、県内の「雇用情勢は、改善している。」となっている。（大分県内経済情勢報告 平成29年4月）

II 事業概況について

保証部門については、平成28年熊本地震の被災者を支援する災害特別融資に取り組んだことに加え、借換保証による返済負担の軽減、利便性の高い小口先カードローン（スモール300）を利用した効率的な資金繰りを提案するなど資金繰り支援に取り組んだ結果、保証承諾は前年度実績・計画ともに上回った。その結果、保証債務残高はほぼ前年度実績並みとなり、計画を上回った。また、利用企業者数は前年度末比228企業減少の11,226企業となり、一企業保証債務残高は13,644千円となった。

期中管理部門については、国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や当協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」により改善計画の策定支援を行うと共に、サポートミーティングを活用するなど経営・再生支援に取り組んだ。また、金融機関が引き続き柔軟に返済条件の変更に応じていることにより企業倒産も減少したため、代位弁済については、前年度実績・計画ともに下回った。

回収については、近年代位弁済が少ないことや求償権の質的劣化により環境は厳しいが、不動産任意処分の進捗管理を徹底するなどして回収額の底上げに努めたことにより、前年度実績は下回るものの計画を達成することができた。

〈平成28年度主要業務数値〉

（単位：百万円、％）

区分	件数	前年度比	金額	前年度比	計画比
保証承諾	6,673	97.5	69,088	100.9	106.3
保証債務残高	18,592	100.0	153,171	99.7	104.2
代位弁済	151	75.1	1,324	68.7	44.1
実際回収	55	112.2	516	76.4	114.6

Ⅲ 収支計画について

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、代位弁済が少なかったことにより経費が抑えられ、収支差額は4億2百万円の黒字計上となった。

Ⅳ 財務計画について

収支差額のうち、2億円を収支差額変動準備金に、2億2百万円を基金準備金に繰入れたことにより、期末の収支差額変動準備金は54億9百万円、基金準備金は100億34百万円となった。基本財産は154億38百万円となった。

Ⅴ 重点課題について

1. 保証部門

ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化

(ア) 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援

政策保証等による支援については、平成28年熊本地震により被災した中小企業者を支援するため、県や金融機関と協力して金利0.8%、信用保証料0%が適用される大分県地域産業振興資金（災害復旧特別融資）を創設したほか、土日も相談窓口を設置するなどの対応を行った。災害復旧特別融資を通じて被災した施設等の復旧に伴う設備資金や風評被害等による売上減少に伴う運転資金を支援すると共に、資金繰りが悪化した先に対して既存の融資の条件変更を柔軟に応じることにより、中小企業の資金繰りを支えることができた。（震災に関する保証承諾実績：912件10,889百万円）

また、借換保証による返済負担軽減の推進などにより企業の資金繰りの円滑化につなげることができた。

(イ) 保証審査のスピーディーな対応

保証審査の対応については、内部協議態勢の整備と提携保証の推進によりスピーディーな保証を行うことができ、金融機関からも高い評価をいただいている。（ステップサポート保証による保証承諾実績：348件2,072百万円）

(ウ) 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換やニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行う。

金融機関に対しては情報交換や保証推進を目的とした本部訪問（60回）や支店訪問（2,216回）を行うなどにより、関係強化を図ることができた。

また、支援機関についても、市町村や商工会議所・商工会の訪問を行い、当協会の保証制度や取組等の周知を行うとともに、平成28年熊本地震後の動向等について情報交換を行ったことで連携を深めることができた。「日田市中小企業制度融資及び創業促進連絡会」における震災被災企業への保証対応の周知、「佐伯市創業セミナー」における保証利用の推進を行った。

加えて引き続き大分県産業創造機構と連携して専門家派遣事業に取組み、34先に対して派遣した。

イ 保証利用の向上

(ア) 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図る。

保証利用企業者の増加に向けて小口先カードローン等による新規先獲得や完済先・完済予定先に対する再利用・継続利用の推進に取組んだ。小口先カードローンの利用者増加において一定の効果はあったが（小口先カードローンによる保証承諾実績：293件611百万円）、完済予定先・完済先については資金需要は低く、効果がさほど現れていない。

保証制度の検討については、地震発生後速やかに、県や金融機関と協力して協議を始め、中小企業者の復興・復旧支援を目的とした災害復旧特別融資を地震から1週間後には創設・融資取扱開始することができた。なお、被災した中小企業者の費用負担を軽減するため、県と保証協会の負担により信用保証料を0%としている。また、金融機関等の要望により定時償還を伴わない短期継続融資の検討を行い、平成29年4月からの継続型短期保証2000（略称：Tan5・2000）取扱開始につなげることができた。

(イ) 創業支援の強化を図る。

創業支援については、おおいたスタートアップセンターが主催する「すたこらセミナー」にて創業に関する情報提供を行ったほか、面談による資金繰りや専門家活用などのアドバイスを行うなどの取組みを通じて、金融機関や関連機関との連携を図ることにより104件の保証承諾を行うことができた。また、モニタリング（71先）や経営安定化支援事業に係る現地訪問を行うことにより、創業後の現況把握と課題解決に向けた専門家派遣などのフォローアップを行うことができた。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

(ア) 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組む。

中小企業・小規模事業者への経営支援強化については、事業先への企業訪問を行い、経営者との面談を通じて経営実態と課題の把握を行った。また、資金繰り改善のアドバイスや信用保証制度、制度融資の説明、専門家派遣事業の紹介を行うことにより経営課題解決の取組みにつなげることができた。（現地企業訪問531先。うち、平成28年熊本地震により影響を受け災害復旧特別融資等を利用した企業に対するモニタリング33先）

(イ) 専門家派遣に継続して取り組む。

専門家派遣については、継続して取り組むことにより経営支援の重要なツールとして定着しており、派遣先の課題解決につながっている。

エ 内部管理体制の充実

(ア) 大口・グループ先等のリスク管理を継続実施する。

内部管理体制の充実については、大口・グループ企業に関する、保証稟議時や定期的な分析によりリスク管理を行うことができた。ただし、返済緩和などを行っている先もあることから、引き続き注視する必要がある。

2. 期中管理部門

ア 中小企業・小規模事業者への経営・再生支援

(ア) 「経営安定化支援事業」、「経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」により経営改善を支援する。

経営安定化支援事業については、大分県中小企業診断士協会との連携の下、経営改善が必要な先や創業先に対する経営診断（30先）、経営改善計画策定（20先）を実施した。また、昨年度に経営改善計画を策定した17先に対しても、経営改善効果を高めるため、モニタリングや中小企業診断士を再度派遣するなどフォローアップに取り組んだ。中小企業診断士を派遣した企業からは、「役員と従業員が改善に向けた課題を共有することができた」、「創業後の新たな事業展開について専門家に相談ができた」などの評価を得ている。加えてこれらの企業に対して、当該計画の実施に新たな資金調達を要する際は金融機関と協力して支援し、金融と経営の一体的な支援を行うことができた。

経営改善計画策定事業に対する補助事業については、費用補助とサポートミーティング開催により、21先に対して経営改善計画策定を支援することができた。

(イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰りを支援する。

サポートミーティングについては82先に対し述べ116回実施し、再生企業における金融支援に必要な調整を円滑化し、返済条件の緩和や事業再生計画実施関連保証等による新規融資など資金繰り支援につなげることができた。

(ウ) 国の事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）、条件変更改善型借換保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援する。

事業再生計画実施関連保証はサポートミーティングの利用先などに活用し、28件328百万円の保証承諾を行った。

また、平成28年2月に創設された条件変更改善型借換保証は、金融機関本部・支店訪問時に制度説明及び推進を行ったが、対象が少なく1件30百万円に止まった。

(エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図る。

大分県中小企業サポート推進会議については、平成28年熊本地震発生直後に開催し、金融機関や支援機関と災害復旧特別融資や条件変更等の金融対応について意見・情報交換を行い、被災した中小企業者への対応に活用することができた。また、認定支援機関とは、税理士会の研修会に協会職員の講師を派遣するなど連携を図ることができた。

(オ) 大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社との連携を図る。

大分県中小企業再生支援協議会、大分ベンチャーキャピタル株式会社等とは、各種会議による情報交換等により連携を図ることができた。その中でも、大分県中小企業再生支援協議会とは、個別案件の協議を通じ情報共有の態勢ができたことから、私的整理案件を円滑に進めることができた。

イ 期中管理の徹底

(ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じる。

金融機関本部への定例訪問（60回）、延滞先取扱支店への進捗管理訪問（207回）を実施して、延滞先や事故報告先の取扱支店に対し進捗管理及び督促を行い共同管理することにより、条件変更等の延滞解消に向けた支援措置を適切に講じ、延滞債権の減少に努めた。

(イ) 金融機関担保については、回収部門と連携して金融機関との協議を行い、担保取得方針の早期確立に努める。

金融機関担保については、現地確認し再評価を行うとともに、条件外担保の担保取得方針を早期確立したことによりスピーディーな代位弁済事務につなげることができた。

(ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行う。

期中管理に係わる事務上の誤りや留意点を文書に取り纏め、金融機関本部や支店に説明を行った。これにより、当協会の事務手続の周知徹底が図れ、提出書類等の記入漏れや誤りが減少するなどの改善につなげることができた。

3. 回収部門

ア 求償権回収の取組

(ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手する。

有担保求償権は代位弁済の段階で早期に回収方針を確立するとともに、任意処分が可能な担保権について地元不動産業者や取扱金融機関と情報交換を行うなど、任意処分の促進を図った結果、物件処分による回収につなげることができた。加えて、定期返済先に対して、増額一括弁済交渉を行った結果、返済額の増額やスポット回収につなげることができた。

(イ) 無担保求償権については、サービサーを活用する。

担保のない新規代位弁済案件については、代位弁済と同時に保証協会サービサーに回収委託し回収額の底上げを図った。

サービサーの委託案件のうち、回収が見込めないものについては委託解除を行い、委託案件の適正化につなげることができた。

イ 管理事務の効率化

(ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図る。

(イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努める。

債権管理の実益がないと判断した求償権について、計画的に処理を進め、管理事務の効率化を図ることができた。

(管理事務停止213件、求償権整理199件)

4. その他間接部門

ア 人材育成の充実

(ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指す。

連合会等外部研修のうち課題別研修については、入協年数や業務経験を考慮して所属部署と協議の上適任者を指名しており、受講者のスキルアップに繋がった。

中小企業診断士については連合会取得カリキュラムの受講希望者はいなかったが、今後も継続して資格の取得推進に努める。他方、数年中の資格取得が課題となっていた衛生管理者については、総務課員に推進した結果、1名が第二種衛生管理者の資格を取得した。また、中小企業・小規模事業者にとって課題といわれる事業承継については、事業承継・M&A エキスパート試験に1名が合格した。

(イ) 企業訪問時に行き添指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指す。

若手職員については、ベテラン職員等の指導による能力向上に努めており、若手職員や指導担当者のアンケート回答から、指導担当者の現場対応を見ることが特に効果的な指導方法であり、協議の進め方等のスキルアップに繋がっていることが確認できた。

(ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施する。

内部研修では、受講者の知識や理解が深められただけでなく、中堅職員が講師となる研修を実施したことにより中堅職員自身の知識の定着や資料作成・説明能力といったスキルアップを図ることができた。

イ 経営基盤の強化

(ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用する。

有価証券については、金利低下傾向が続いている中においても、事業債を中心に購入することにより利回りの確保に努めた。

(イ) 経費の支出にあたっては、常に費用対効果を検証して節減を目指す。また、別館建替えを契機に、ランニングコストの適正管理に努める。

経費については、妥当性、経済性の観点から支出内容を精査することにより、適正な執行に努めた。

ウ コンプライアンス体制等の充実

(ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指す。

コンプライアンス研修について、新入職員対象の研修は、社会人としての法令等ルール遵守や企業倫理の重要性を理解させることができた。全役職員対象の研修は、顧問弁護士を講師に企業不祥事防止の方策や各種事例（個人情報保護、守秘義務、内部通報窓口、反社会的勢力との対応等）を検討することで、コンプライアンスの重要性を再認識することができた。また、全役職員を対象としたコンプライアンスチェックシート及びマナーチェックシートの実施により、コンプライアンス意識の高揚・共有に努めた。

(イ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指す。

BCP研修について、次課長職員を対象に実施し、事業継続計画の概要や被災時初期対応の重要性の理解を深めた。また、地震等や火災を想定した本館及び別館の避難訓練を実施し、訓練後のアンケートにより避難時の問題点の洗い出しを行い、自衛消防隊の役割分担や通報連絡の見直し等の改善に繋がった。

エ 広報広聴の充実

(ア) ホームページ、機関誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行う。

広報関係についてはホームページ等を通じてタイムリーな情報発信を行うと共に、「信用保証の手引き」やパンフレットを通じて保証付き融資の取扱いに関して周知を促すことで、金融機関や中小企業・小規模事業者の利便性向上を図ることができた。

(イ) アンケート、ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映する。

広聴関係については中小企業や金融機関に対するアンケートを通じて協会に対する意見や要望を集約することにより、職員マナーの向上に向けた研修等の取組みにつなげることができた。加えて利便性向上に向けた「信用保証ハンディマニュアル」の作成（平成29年度完成予定）に取り組んでいる。

(ウ) 各種団体の要望に応じて、役職員が出向き、信用保証制度等に関する出前講座を実施する。

出前講座についてはRELATION等にて支援機関に対し周知を図り、開催は1回に止まったものの、受講者からは「信用保証制度の仕組みが理解できた」などの評価を得ている。

外部評価委員会意見書（平成28年度経営計画）

平成29年6月22日、大分県信用保証協会から平成28年度事業概要及びそれに対する自己評価について説明を受けた。これについて、当委員会の意見は次のとおりである。

総括

大分県信用保証協会は、平成28年熊本地震で被災した中小企業者に対する支援のほか、小規模事業者に向けた利便性の高い小口先カードローンの推進を行うなど中小企業者の資金繰り円滑化に取り組んだ。また、国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」による経営改善計画の策定支援やサポートミーティングの活用により中小企業・小規模事業者の経営・再生支援に取り組んだ。

こうした中、平成28年度は収支差額4億2百万円を計上し、このうち2億円を収支差額変動準備金に、2億2百万円を基金準備金に繰り入れた。年度末における基本財産は154億38百万円となり着実に増強が図られた。

しかし、県内の中小企業・小規模事業者の中には景気の回復を実感できていない企業もあり、とりわけ経営改善が進まず条件変更を繰り返している企業については、先行きの不透明感が否めない。そうした中、支援対象となる企業を積極的に掘り起こし、経営者や企業の認識を高めていく取組みが重要である。また、効果が現れるには時間を要するため、長期的な視点で臨むことも必要である。

大分県信用保証協会においては、今後とも中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献できるよう不断の経営努力を期待する。

保証部門について

保証承諾は690億88百万円となり、計画額（650億円）を上回り、前年対比100.9%、計画比106.3%となった。このうち平成28年熊本地震で被災した中小企業者に対しては、県や金融機関と協力して創設した大分県地域産業振興資金（災害特別融資）を中心に108億89百万円の保証承諾を行った。

また、保証債務残高は1,531億71百万円となり、計画額（1,470億円）を上回り、計画比104.2%、前年対比99.7%となった。これは保証料の割高感から繰上償還が引き続き発生しているが、平成28年熊本地震により被害を受けた中小企業者に対する保証承諾の増加が残高の維持につながったものである。なお、利用企業者数は、11,226企業で前年度末に比べて228企業減少となった。

こうした中、大分県信用保証協会では、対象者要件を緩和し利便性を高めた小口先カードローンを推進し、また、利用者ニーズの把握に努め29年4月からの継続型短期保証2000（略称：Tan5・2000）取扱開始につなげるなどしているが、可能な限り利用者の利便性を高める取組みを行い保証利用につながるよう努めるべきである。

また、近年は後継者不在などの事情により廃業に至る企業が増加しているが、県の小規模企業の事業承継に関するネットワーク連絡会議と連携するなどにより、事業承継支援に取り組むことを期待している。

さらに、金融機関が事業性評価に基づく融資を求められていることに加え、中小企業信用保険法や信用保証協会法等の法改正など経営環境は大きく変化してきているが、引き続き金融機関や支援機関と連携をとり、中小企業・小規模事業者の資金繰りや経営改善の支援に取り組むことを期待している。

期中管理部門について

代位弁済は13億24百万円となり、計画額（30億円）、前年実績（19億27百万円）を下回った。これは、景気が緩やかに回復していることに加え、金融機関が中小企業金融円滑化法の終了後も柔軟に返済条件の変更に応じていることなどにより、県内企業の倒産が低水準で推移したためである。他方、景気の回復を実感できていない企業もあり、とりわけ経営改善が進まず条件変更を繰り返している企業については、先行きの不透明感が否めない。

そうした中で、大分県信用保証協会は国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」や協会独自事業である「経営改善計画策定費用に対する補助事業」による経営改善計画の策定支援やサポートミーティングの活用により中小企業・小規模事業者の経営・再生支援に取り組んだ。こうした取組みにおいては、経営者の側から保証協会に対して支援を求めるケースは少ない上に、経営者や企業風土を変えることは容易ではないため、支援対象となる企業を積極的に掘り起こし、経営者や企業の認識を高めていく取組みが重要である。また、効果が現れるには時間を要するため、長期的な視点で臨むことも必要である。

また、金融機関による経営支援を促すためにも、引き続き金融機関訪問やサポートミーティングなどの取組みを通じて、金融機関・支援機関等の関係者と適切な情報共有や意思疎通を図り、期中管理体制の充実に努めるべきである。

回収部門について

回収は5億16百万円となり、前年実績（6億97百万円）を下回ったものの計画額（4億50百万円）を上回った。

近年は代位弁済が低水準であることに加え無担保や第三者保証人のいない求償権が増加しているため回収環境は厳しさを増しているが、不動産の早期処分に向けた取組みやサービサーの活用などは一定の成果が現れており、引き続き回収額の最大化に努めるべきである。

また、回収業務の効率化の観点から、破産等により回収不能となった求償権についての管理事務停止・求償権整理は継続的に実施していただきたい。

その他間接部門について

人材育成は、保証協会の事業の発展と職員のスキル向上のためには重要であり、とりわけ若手のスキルアップについては協会全体の能力向上にもつながるため積極的に取り組むべきである。

コンプライアンス体制は、十分な対策がとられているものの、コンプライアンスの位置づけと現実的なリスクとの双方についての理解を深めることが重要であり、そうした観点から職員のコンプライアンス研修等を充実していただきたい。

広報・広聴は、保証協会の役割や存在意義を中小企業者に浸透させるために重要であり、手法やタイミングを工夫して進めていただきたい。

平成29年7月24日

大分県信用保証協会外部評価委員会

委員長 岡村 邦彦

副委員長 河野 光雄

平成28年度財務報告

○貸借対照表

(平成29年3月31日現在) (単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	基本財産	15,437,556,499
預け金	7,946,050,064	基金	5,403,887,000
金銭信託	0	基金準備金	10,033,669,499
有価証券	15,903,467,335	制度改革促進基金	274,239,712
その他有価証券	100,415,956	収支差額変動準備金	5,409,000,000
動産・不動産	987,799,661	責任準備金	952,017,172
損失補償金見返	0	求償権償却準備金	69,245,104
保証債務見返	153,171,092,260	退職給与引当金	436,099,408
●求償権	266,094,418	損失補償金	275,500,976
雑勘定	482,426,102	保証債務	153,171,092,260
仮払金	8,240,362	求償権補填金	0
厚生基金	29,944,000	借入金	0
連合会勘定	314,095	雑勘定	2,832,594,665
未収利息	23,821,595	仮受金	6,795,937
●未経過保険料	420,106,050	保険納付金	27,570,378
		損失補償納付金	17,695,720
		未経過保証料	2,778,473,355
		未払保険料	938,908
		未払費用	1,120,367
合 計	178,857,345,796	合 計	178,857,345,796

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金や日本政策金融公庫からの保険金等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格をもつ出損金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】の2つから成っています。

制度改革促進基金

国が実施する施策の円滑な導入・促進を図るため、及び中小企業者が必要とする事業資金の融通を円滑にするため、協会の経営基盤を強化することを目的とした基金です。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上します。

○財産目録

(平成29年3月31日現在) (単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	0	責任準備金	952,017,172
預け金	7,946,050,064	求償権償却準備金	69,245,104
金銭信託	0	退職給与引当金	436,099,408
有価証券	15,903,467,335	損失補償金	275,500,976
その他有価証券	100,415,956	保証債務	153,171,092,260
動産・不動産	987,799,661	求償権補填金	0
損失補償金見返	0	借入金	0
保証債務見返	153,171,092,260	雑勘定	2,832,594,665
求償権	266,094,418		
譲受債権	0		
雑勘定	482,426,102		
合 計	178,857,345,796	合 計	157,736,549,585
		正味財産	21,120,796,211

○収支計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日) (単位：円)

科 目	金 額
経常収入	1,967,004,840
保証料	1,358,566,640
預け金利息	1,071,556
有価証券利息・配当金	171,743,319
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	6,940,365
事務補助金	307,064,164
責任共有負担金	113,654,000
雑収入	7,964,796
経常支出	1,568,361,098
業務費	629,374,298
借入金利息	0
信用保険料	937,220,915
責任共有負担金納付金	0
雑支出	1,765,885
経常収支差額	398,643,742
経常外収入	2,372,534,574
償却求償権回収金	57,768,166
責任準備金戻入	935,746,876
求償権償却準備金戻入	154,642,610
求償権補填金戻入	1,224,263,711
保険金	1,114,833,771
損失補償補填金	109,429,940
補助金	0
その他収入	113,211
経常外支出	2,420,565,034
求償権償却	1,385,486,284
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
退職金	0
責任準備金繰入	952,017,172
求償権償却準備金繰入	69,245,104
その他支出	13,816,474
経常外収支差額	▲ 48,030,460
制度改革促進基金取崩額	51,382,987
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	401,996,269
収支差額変動準備金繰入額	200,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	201,996,269

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

責任共有負担金納付金

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合(平均填補率)に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払い資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

保証料

決算上の保証料は受入保証料のうち当該決算期間に対応する額が計上されます。

責任共有負担金

責任共有制度にて負担金方式を選択した金融機関より受領した負担金です。金融機関毎の平均保証債務残高に対する代位弁済率にて算出されます。

制度改革促進基金取崩額

部分保証にかかる代位弁済による損失等は、それを補うために別途国から受領した制度改革促進基金を取崩することができることとなっています。

信用保証の動向

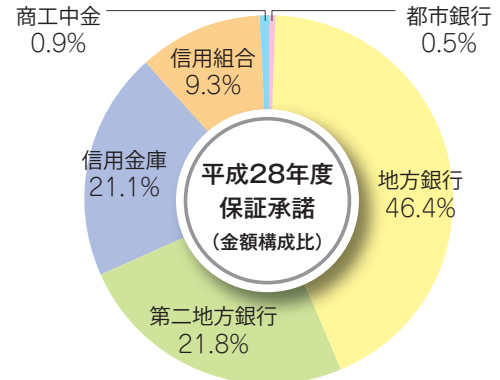
(※表中の名金額は単位未満を四捨五入しているため、合計の金額にならない場合がございます。)

平成28年度信用保証業務の状況〈金融機関群別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

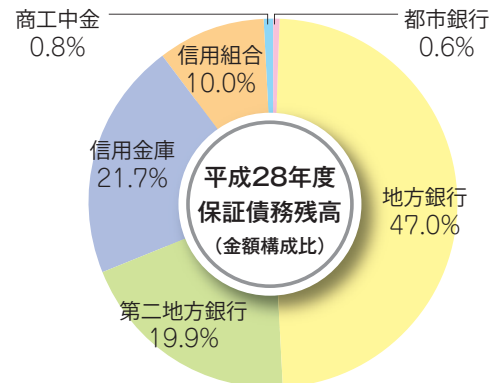
区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	15	333,000	58.6	0.5
地方銀行	2,413	32,057,270	108.9	46.4
第二地方銀行	1,642	15,070,863	89.2	21.8
信用金庫	1,772	14,588,821	106.9	21.1
信用組合	802	6,434,845	87.0	9.3
商工中金	29	603,030	122.0	0.9
合計	6,673	69,087,829	100.9	100.0



○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

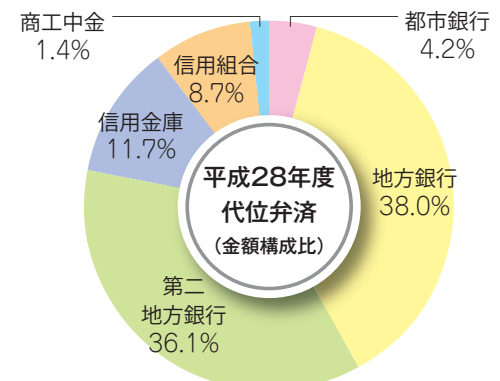
区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	72	950,009	73.8	0.6
地方銀行	7,054	71,953,880	96.8	47.0
第二地方銀行	3,861	30,468,423	100.9	19.9
信用金庫	5,203	33,301,897	103.7	21.7
信用組合	2,314	15,292,539	103.6	10.0
商工中金	88	1,204,344	132.3	0.8
合計	18,592	153,171,092	99.7	100.0



○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	5	55,125	—	4.2
地方銀行	48	503,576	61.7	38.0
第二地方銀行	47	477,650	88.7	36.1
信用金庫	35	154,351	52.7	11.7
信用組合	15	115,530	42.6	8.7
商工中金	1	17,917	228.0	1.4
合計	151	1,324,150	68.7	100.0



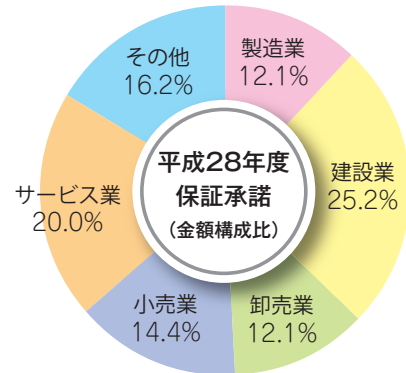
注) 金融機関の統合前の数値は統合後の金融機関に含みます。(前年比も同じ)

平成28年度信用保証業務の状況〈業種別〉

○保証承諾

(単位：件、千円、%)

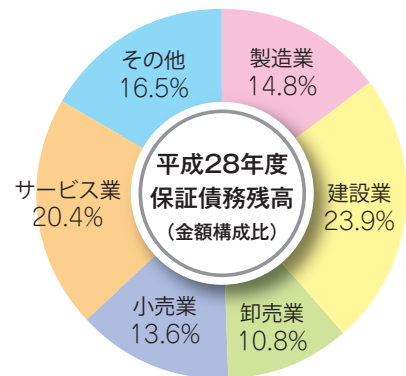
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	817	8,326,477	91.2	12.1
建設業	1,859	17,412,868	87.0	25.2
卸売業	663	8,342,530	92.1	12.1
小売業	1,067	9,958,450	101.7	14.4
サービス業	1,272	13,806,130	128.2	20.0
その他	995	11,241,374	116.1	16.2
合計	6,673	69,087,829	100.9	100.0



○保証債務残高

(単位：件、千円、%)

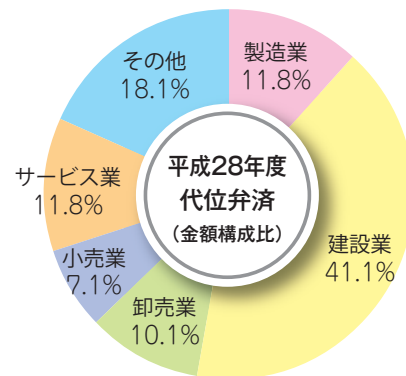
区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	2,430	22,736,017	93.0	14.8
建設業	4,885	36,565,895	94.6	23.9
卸売業	1,641	16,568,395	100.2	10.8
小売業	3,029	20,881,743	99.9	13.6
サービス業	3,728	31,214,861	106.8	20.4
その他	2,879	25,204,181	105.8	16.5
合計	18,592	153,171,092	99.7	100.0



○代位弁済

(単位：件、千円、%)

区分	件数	金額	前年比	構成比
製造業	18	155,737	41.3	11.8
建設業	51	543,644	161.3	41.1
卸売業	14	133,292	53.3	10.1
小売業	24	93,940	42.8	7.1
サービス業	22	155,701	52.4	11.8
その他	22	241,836	54.2	18.1
合計	151	1,324,150	68.7	100.0



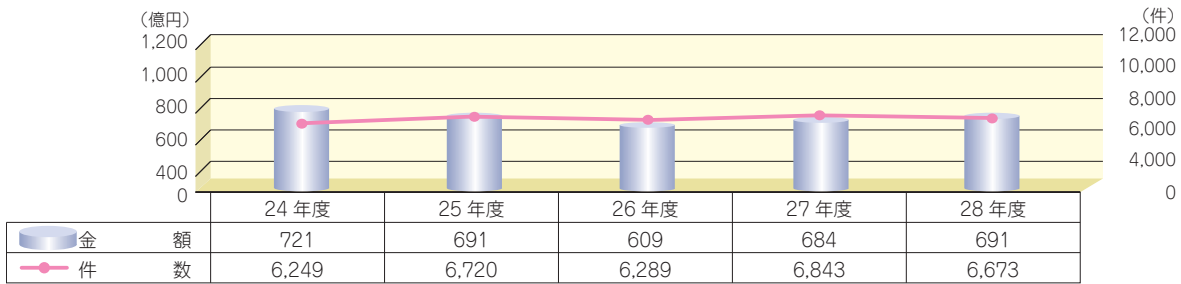
平成28年度信用保証業務の状況〈市町村別〉

(単位：件、千円、%)

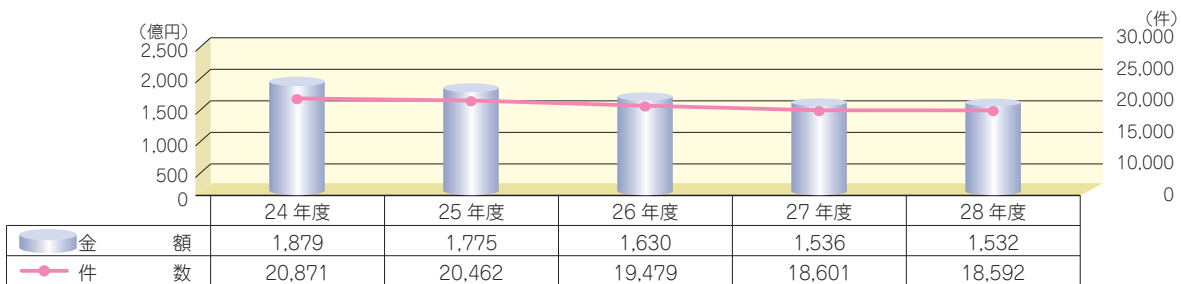
	保証承諾				保証債務残高				代位弁済(元利)			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
大分市	2,740	29,219,742	96.3	42.3	7,931	66,506,774	98.3	43.4	81	598,485	71.3	45.2
別府市	815	8,945,895	130.3	12.9	2,174	18,443,342	105.8	12.0	10	45,706	67.7	3.5
中津市	371	4,048,023	85.4	5.9	1,148	10,328,819	93.6	6.7	16	289,166	521.7	21.8
日田市	486	4,074,603	86.2	5.9	1,457	9,346,770	98.7	6.1	13	90,745	36.9	6.9
佐伯市	445	4,576,462	89.6	6.6	1,151	10,616,302	98.0	6.9	13	186,505	252.1	14.1
臼杵市	214	2,612,960	93.1	3.8	570	5,937,147	99.2	3.9				
津久見市	92	1,087,050	103.1	1.6	225	1,811,848	90.4	1.2				
竹田市	186	1,854,770	105.5	2.7	402	3,034,553	103.3	2.0	2	3,885	18.2	0.3
豊後高田市	111	1,031,594	106.5	1.5	295	2,529,965	95.3	1.7				
杵築市	112	1,084,650	87.3	1.6	377	3,086,635	95.6	2.0	3	11,044	88.7	0.8
宇佐市	271	2,483,000	83.4	3.6	692	5,259,467	94.1	3.4	7	16,748	13.4	1.3
豊後大野市	165	1,574,220	100.8	2.3	445	3,143,193	104.2	2.1				
由布市	302	3,260,980	297.1	4.7	655	5,073,374	153.5	3.3	1	4,099	70.8	0.3
国東市	77	691,950	102.6	1.0	256	1,735,328	96.7	1.1	3	8,334	11.8	0.6
姫島村	3	26,500	***	0.0	7	34,009	122.8	—				
日出町	107	923,810	69.8	1.3	304	2,523,223	92.8	1.6	1	24,915	22.8	1.9
九重町	93	1,004,870	183.7	1.5	219	2,084,982	136.1	1.4	1	44,520	—	3.4
玖珠町	83	586,750	88.9	0.8	284	1,675,361	96.7	1.1				
合計	6,673	69,087,829	100.9	100.0	18,592	153,171,092	99.7	100.0	151	1,324,150	68.7	100.0

(注) 比率は、1,000.0%以上のときは「***」、前年が0のときは「—」を表示しています。

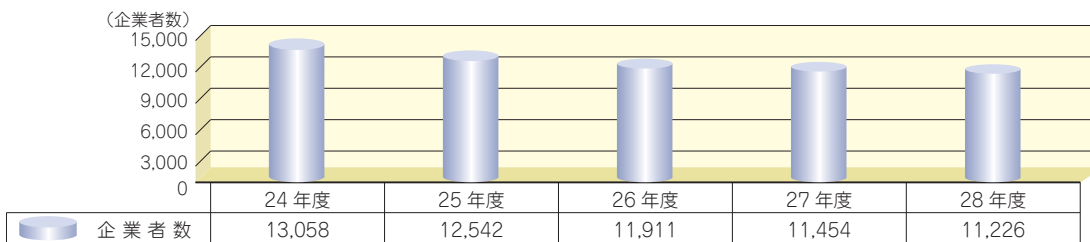
○保証承諾の推移



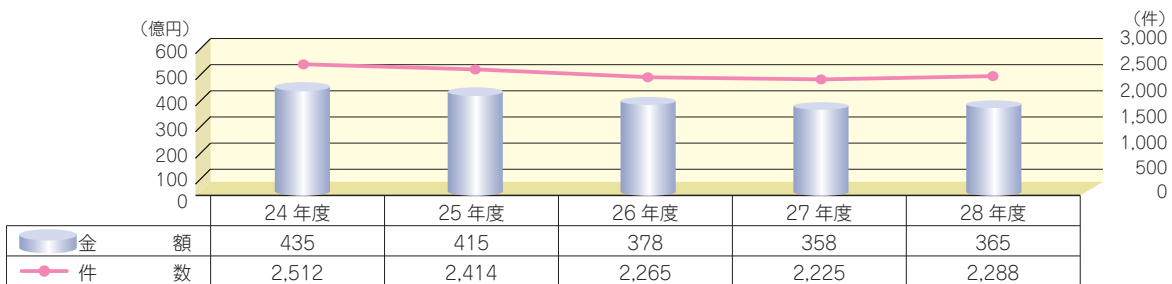
○保証債務残高の推移



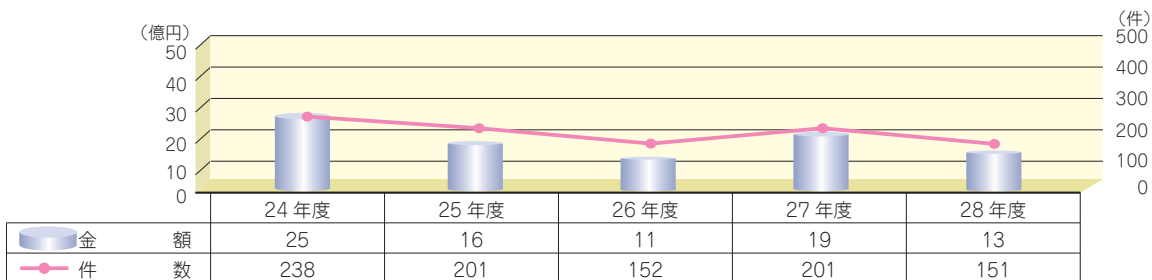
○利用企業者数の推移



○条件変更承諾実績 (期限延長、返済条件の変更に係るもの)



○代位弁済の推移



中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

I. 基本方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の景気は、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、円安に伴う輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどの背景もあり、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。

大分県内の景気は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動は和らいでいるものの、持ち直しの動きに足踏み感がみられます。景気の先行きは、雇用・所得環境が改善の動きを続ける中、緩やかな持ち直し基調に復するとみられています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

大分県の企業倒産は、金融機関が中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めていることなどもあり、昨年に引き続き低水準で推移しています。この結果、当協会の代位弁済については、平成21年度から6年連続で前年実績を下回る見込です。しかし、体力に乏しい中小企業・小規模事業者を中心に依然として返済条件の変更を行っている企業も多く、アベノミクスの効果が行き届いていないと言われる地方においても、今後は経済成長の成果が広く行き渡ることで、業況が回復することが期待されています。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、厳しい経済環境の中で努力している中小企業・小規模事業者や返済条件の変更を行いながら事業再生に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の金融円滑化を支援するために、政策保証を中心とした金融支援を積極的に行うとともに金融機関や支援機関と連携し経営支援や再生支援に取り組めます。

また、そのために必要な協会自身の経営基盤の強化にも努めるべく次の項目に取り組めます。

(1) 保証部門

金融円滑化法の終了から2年が経過しましたが、保証債務残高に占める条件変更の割合は依然として高い状態が続いており、保証協会は保証による金融支援に加えて、保証をより効果のあるものとするために経営支援にも取り組むことが求められています。その一方で、信用保証制度を危機対応モードから平時モードへ移行させる流れや、低金利下での保証料の割高感、利用企業者数の減少等保証協会を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に中小企業・小規模事業者の立場に立って資金繰りの円滑化を支援するとともに、専門家派遣等の経営支援に取り組むことで保証の利用促進に努めます。

ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化

(ア) 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援

(イ) 保証審査のスピーディーな対応

(ウ) 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換やニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行います。

イ 保証利用の向上

(ア) 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図ります。

(イ) 創業支援の強化を図ります。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

(ア) 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組めます。

(イ) 専門家派遣に継続して取り組めます。

エ 内部管理体制の充実

(ア) 大口・グループ先等のリスク管理を継続実施します。

(2) 期中管理部門

金融円滑化法の終了後においても、金融機関や支援機関との連携により、中小企業・小規模事業者の経営改善や資金繰り等の支援に努めていますが、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、保証債務残高に占める条件変更の割合は高い状態で推移しています。

こうした中で、中小企業・小規模事業者の経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添った姿勢で相談対応を行うとともに、引き続き、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせ再生支援に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権管理についても金融機関と十分に協議を行い、経営改善が可能である先には条件変更などの措置を講じます。

ア 中小企業・小規模事業者への再生支援

(ア) 国が推進する「経営支援強化促進補助事業」、「経営改善計画策定支援事業」により経営改善を支援します。

(イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰り改善を支援します。

(ウ) 当協会が創設した経営改善支援保証や国の事業再生計画実施関連保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援します。

(エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。

(オ) 大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社との連携を図ります。

イ 期中管理の徹底

- (ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じます。
- (イ) 金融機関担保については、回収部門と帯同して金融機関と協議を行い、担保取得方針の早期確立に努めます。
- (ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行います。

(3) 回収部門

近年は、代位弁済の減少に加え、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中で、求償権回収を促進していくためには、有担保求償権については担保不動産の処分方針を早期に確立するとともに、無担保求償権についてはサービサーを活用することにより、引き続き求償権回収の最大化を図っていく必要があります。

また、管理事務停止や求償権整理を促進し、管理事務の効率化を図ります。

ア 求償権回収の取組

- (ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手します。
- (イ) 無担保求償権については、サービサーを活用します。
- (ウ) 定期返済先については、回収の底上げを図るため、増額交渉を行います。

イ 管理事務の効率化

- (ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図ります。
- (イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努めます。

(4) その他間接部門

ア 人材育成の充実

経営支援や再生支援への取組強化、経営者保証に依存しない融資の拡大など協会を取り巻く情勢が大きく変化する中、限られた人員で保証協会の責務を果たしていくには、多様化する業務に的確に対応できる資質の高い職員を養成する必要があるため、次の取組を行います。

- (ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指します。
- (イ) 企業訪問時に同行して指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指します。
- (ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施します。

イ 経営基盤の強化

業務運営の健全性が維持できるよう、引続き収支差額を確保しながら経営基盤の強化を図るために、効率的な資金の運用やコスト意識をもった適切な支出に努める必要があり、次の取組を実施します。

- (ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用します。
- (イ) 経費の支出にあたっては、常に費用対効果を検証して節減を目指します。

ウ コンプライアンス体制等の充実

役職員が常日頃から社会的責任を十分意識して行動し、地域社会の信頼を得ていくため、コンプライアンス体制をさらに強化する必要があり、次の取組に努めます。

- (ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指します。
- (イ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指します。

エ 広報広聴の充実

新しい保証制度や保証協会の取組などをPRし保証利用の促進を図るとともに、中小企業・小規模事業者等のニーズを把握して業務に適確に反映するため、次の取組に努めます。

- (ア) ホームページ、季刊誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。
- (イ) ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映します。

II. 事業計画

(単位：百万円、%)

年度 項目	平成27年度			平成28年度		平成29年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	65,000	89.0	106.6	65,000	100.0	65,000	100.0
保証債務残高	155,000	91.2	95.1	150,000	96.8	145,000	96.7
代位弁済	3,000	66.7	260.9	3,000	100.0	3,000	100.0
実際回収	500	71.4	72.5	500	100.0	500	100.0

平成29年度経営計画

I. 経営方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

平成28年度の我が国の景気は、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いています。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっています。

大分県内の景気は、平成28年熊本地震の発生により観光関連を中心に落ち込みが見られたものの、「九州ふっこう割」などの取組みにより観光・宿泊客が前年並みの水準まで戻るなど回復が見られます。先行きについては、雇用情勢が引き続き改善していくとともに、各種政策効果を背景に個人消費や生産活動が持ち直していくことが期待されます。

(2) 県内中小企業を取り巻く環境

大分県の企業倒産は、地震の被害が生じた中小企業者に対して県、金融機関、保証協会が協力して災害特別融資を創設するなど積極的な資金繰り支援に取組んだことや、金融機関が中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めたことなどにより、前年度に比べて低水準で推移しています。また、当協会の代位弁済についても、前年度に比べて減少に転じています。

一方で、海外経済の先行きに不透明感が高まる中で、依然として経営改善が遅れ条件変更を行っている企業も多いことから、動向には注視が必要です。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、国が進めている信用補完制度の見直しを踏まえ、厳しい経済環境の中で努力をしている中小企業・小規模事業者に寄り添い、事業の発展に向けて金融の円滑化を支援するとともに、金融機関や支援機関と連携して経営改善や企業再生に向けた取組みを推進します。

加えて、そのために必要とされる人材の育成やコンプライアンス体制などの充実を図ります。

II. 重点課題

1. 保証部門

(1) 現状認識

金融円滑化法の終了から4年が経過しましたが、保証債務残高に占める条件変更の割合は依然として高い状態が続いており、厳しい経済環境の中で努力をしている中小企業・小規模事業者の事業の発展を支援するため、保証による金融支援に加えて、経営支援にも取り組むことが求められています。

その一方で、低金利下での保証料の割高感や、廃業等による中小企業・小規模事業者の減少など保証協会を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に中小企業・小規模事業者の立場に立つて資金繰りの円滑化を支援するとともに、専門家派遣等の経営支援に取り組むことで中小企業・小規模事業者の成長と発展に努めます。

(2) 具体的な課題

- ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化
- イ 保証利用の向上
- ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化
- エ 内部管理体制の充実

(3) 課題解決のための方策

- ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化
 - ① 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援
 - ② 経営改善に努めている企業への資金繰り支援や返済緩和している企業への正常化に向けた支援のため、借換保証・経営力強化保証等を推進します。
 - ③ 中小企業・小規模事業者にメリットがある地方自治体の制度融資を推進します。
- イ 保証審査のスピーディーな対応
 - ① 金融機関との提携保証によりスピーディーな対応を行います。
 - ② 金融機関との事前相談会や勉強会を継続実施し、迅速かつ適切な審査対応を行います。
- ウ 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換やニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行います。
 - ① 金融機関の本・支店を訪問し、国の施策等の情報提供やニ-

ズの把握等必要な情報交換を行います。

- ② 市町村を訪問し、市町村制度の利用促進や改善についての意見交換を行います。
- ③ 商工会議所・商工会等の支援機関を訪問し、中小企業・小規模事業者のニーズの把握や当協会の取組等について情報提供を行います。

イ 保証利用の向上

- ① 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図ります。
- ② 小口零細企業保証や小口先カードローン等により小規模事業者への浸透を図ります。
- ③ 利便性の高い当座貸越・カードローンの提案を行います。
- ④ 利用者のニーズに対応した保証制度の創設について検討を行います。
- ⑤ 中小企業へのプラスワンサービスである保証協会団信制度の普及・促進を図ります。
- ⑥ 地域の事業・雇用を担うNPO法人の利用を促進します。

イ) 創業支援の強化を図ります。

- ① 創業セミナーの開催等により、創業者への啓発や情報提供に取り組みます。
- ② 県が取り組むおおいたスタートアップ支援事業に協働し、おおいたスタートアップセンターとの連携を図ります。
- ③ 創業者・創業予定者との面談により創業時の必要なアドバイスを行います。
- ④ 創業者に対し創業保証後のモニタリング、フォローアップを行います。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

- ① 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組めます。
- ② 現地訪問を通して、制度融資や専門家派遣等の紹介を行うとともにニーズの把握に努めます。
- ③ 業況初期悪化先等に現地訪問を実施して、経営改善に向けて問題点の把握と必要なアドバイスを行います。
- ④ 初期延滞先に現地訪問を実施して、資金繰り改善や経営改善の支援を行います。
- ⑤ 専門家派遣に継続して取り組みます。
 - ① 課題解決のための専門家派遣に引き続き取り組みます。
 - ② 過年度に専門家を派遣した企業に対し、フォローアップを行います。
 - ③ 専門家派遣を検証し、支援効果や利便性の向上に向けた見直しを行います。

エ 内部管理体制の充実

- ① 大口・グループ企業等のリスク管理を継続実施します。
 - ① 保証債務残高80百万円以上の大口企業及びグループ企業については、件数・金額の増減や財務内容の傾向等を引き続き分析します。
 - ② 早期事故案件の分析・検証を充実します。

2. 期中管理部門

(1) 現状認識

金融円滑化法の終了後においても、金融機関や支援機関との連携により、中小企業・小規模事業者の経営改善や資金繰り等の支援に努めていますが、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、保証債務残高に占める条件変更の割合は高い状態で推移しています。

こうした中で、中小企業・小規模事業者の経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添った姿勢で相談対応を行うとともに、引き続き、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせることで経営・再生支援に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権については、企業訪問や金融機関との情報交換を通じて早期に現状把握や方向性の協議に取組み、経営改善が可能である企業には条件変更などの措置を講じます。

(2) 具体的な課題

- ア 中小企業・小規模事業者への経営・再生支援
- イ 期中管理の徹底

(3) 課題解決のための方策

- ア 中小企業・小規模事業者への経営・再生支援
 - ① 「経営安定化支援事業」、「経営改善計画策定支援事業」に対する補助事業により経営改善を支援します。
 - ② 国の補助金を活用した「経営安定化支援事業」を実施します。
 - ・返済緩和、債務超過等の経営改善が必要な企業を訪問し、経営診断や経営改善計画の策定を支援します。
 - ・創業後5年未満の企業について、創業時の経営計画と実績の乖離がある企業を選定し経営診断及び指導等を実施します。

- ・生産性の向上や事業承継に取り組む企業への支援を実施します。
- ②当協会の独自事業である「経営改善計画策定支援事業に対する補助事業」を実施し、経営改善計画の策定を支援します。
- (イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰りを支援します。
- ①中小企業・小規模事業者や金融機関からの依頼については、他の金融債権者等と調整を行いながらサポートミーティングを開催します。
- ②経営の改善が必要と判断した中小企業・小規模事業者については、金融機関へ経営改善計画の策定とサポートミーティングの開催を働きかけます。
- (ウ) 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）、条件変更改善型借換保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援します。
- (エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。
- ①大分県中小企業サポート推進会議で、関係機関と情報共有することにより経営・再生支援を促進します。
- ②南九州税理士会と連携し、中小企業・小規模事業者の経営改善策等を検討します。
- (カ) 大分県中小企業再生支援協議会、大分ベンチャーキャピタル株式会社等との連携を図ります。
- ①大分県中小企業再生支援協議会、大分県経営改善支援センター、大分県事業引継ぎ支援センターと再生案件等の取組状況について情報交換を行います。
- ②大分ベンチャーキャピタル株式会社と情報交換を行い、再生案件の掘り起こしに努めます。
- (キ) 中小企業の事業再生を円滑に進めるため、市町村の求償権放棄条例制定に向けて市町村と協議を行います。
- イ 期中管理の徹底
- (ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じます。
- (イ) 金融機関担保については、回収部門と連携して金融機関との協議を行い、担保取得方針の早期確立に努めます。
- (ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行います。

3. 回収部門

(1) 現状認識

近年代位弁済が低水準で推移していることに加えて、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中で、求償権回収を維持・促進させていくために、有担保求償権については担保不動産の処分方針を早期に確立すること、無担保求償権についてはサービサーを活用することにより、引き続き求償権回収の最大化を図っていく必要があります。

他方、中小企業支援の観点から求償権先に対して再チャレンジの目線を取り入れて対応することも求められています。

また、回収が見込めない求償権については、管理事務停止や求償権整理を促進し、管理事務を効率化していく必要があります。

(2) 具体的な課題

- ア 求償権回収の取組
- イ 管理事務の効率化

(3) 課題解決のための方策

- ア 求償権回収の取組
- (ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手します。
- ①代位弁済により移転が見込まれる担保権については、期中管理担当者と回収担当者が連携して金融機関との協議を行い、任意処分による回収の最大化に取り組みます。また、長期化した場合は不動産競売を実施します。
- ②定期返済先については、返済額の増額交渉を行うなど、求償権の早期回収に向けた取組を強化します。
- ③事業継続している定期回収先への企業訪問を実施し、求償権消滅保証等を活用した再生支援に取り組みます。
- ④地元不動産業者との情報交換により、任意処分の促進を図ります。
- (イ) 無担保求償権については、サービサーを活用します。
- ①担保のない新規の代位弁済案件については、代位弁済後すみやかにサービサーへ回収委託し、回収の底上げを図ります。
- ②回収不能となった求償権については、委託を解除し、管理事務停止を実施します。
- イ 管理事務の効率化
- (ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償

権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図ります。

- (イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努めます。

4. その他間接部門

(1) 現状認識

保証協会には、金融支援のみならず、経営・再生支援を含めた総合的な支援が求められており、こうした支援に対応するための人材育成や組織体制づくり・財政基盤強化をしていく必要があります。

さらに、役職員が常日頃から社会的責任を十分意識して行動し、地域社会の信頼を得ていくため、コンプライアンス体制をさらに強化していくことが求められています。

加えて、新しい保証制度や保証協会の取組などをPRし保証利用の促進を図るとともに、中小企業・小規模事業者等のニーズを把握して業務に適確に反映するため、広報広聴活動を充実していく必要があります。

(2) 具体的な課題

- ア 人材育成の充実
- イ 経営基盤の強化
- ウ コンプライアンス体制等の充実
- エ 広報・広聴の充実

(3) 課題解決のための方策

- ア 人材育成の充実
- 外部環境の変化に対応するため、研修体系の見直しを行うとともに、下記の取組を行い、職員個々の更なるスキルアップに努めます。
- (ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指します。
- ①連合会等外部研修への参加
- ②通信教育の受講
- ③中小企業診断士等の専門的能力を有する職員の養成
- (イ) 企業訪問時同行して指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指します。
- ①企業訪問時の現場指導の実施
- ②指導担当者等による若手職員への指導の実施
- ③経営支援や事業再生に関する研修への参加
- ④目利き能力向上に向けた業種毎の動向や特性等に関する職場内研修の実施
- (ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施します。
- ①勉強会、部内会議での事例説明会、復命報告会等の職場内研修の実施
- ②金融機関、支援機関等の研修会への参加や講習会等の実施
- イ 経営基盤の強化
- (ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用します。
- (イ) 経費の支出にあたっては常に費用対効果を検証し適正管理を行うとともに、ランニングコストの節減に努めます。
- ウ コンプライアンス体制等の充実
- (ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指します。
- (イ) 反社会的勢力の排除に向けた取組を強化します。
- (ウ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指します。
- エ 広報広聴の充実
- (ア) ホームページ、機関誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。
- (イ) アンケート、ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映します。
- (ウ) 各種団体の要望に応じて、役職員が出向き、信用保証制度等に関する出前講座を実施します。

Ⅲ. 保証承諾等主要計画

項目	金額
保証承諾	60,000百万円
保証債務残高	145,000百万円
代位弁済	3,000百万円
回収	450百万円

コンプライアンスについて

大分県信用保証協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に、積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、①法律、命令 ②官公庁等から発せられた規則、通達等 ③倫理や道徳を含む社会規範 ④当協会の内部規程としており、「信用保証協会倫理憲章」を基本方針とし、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

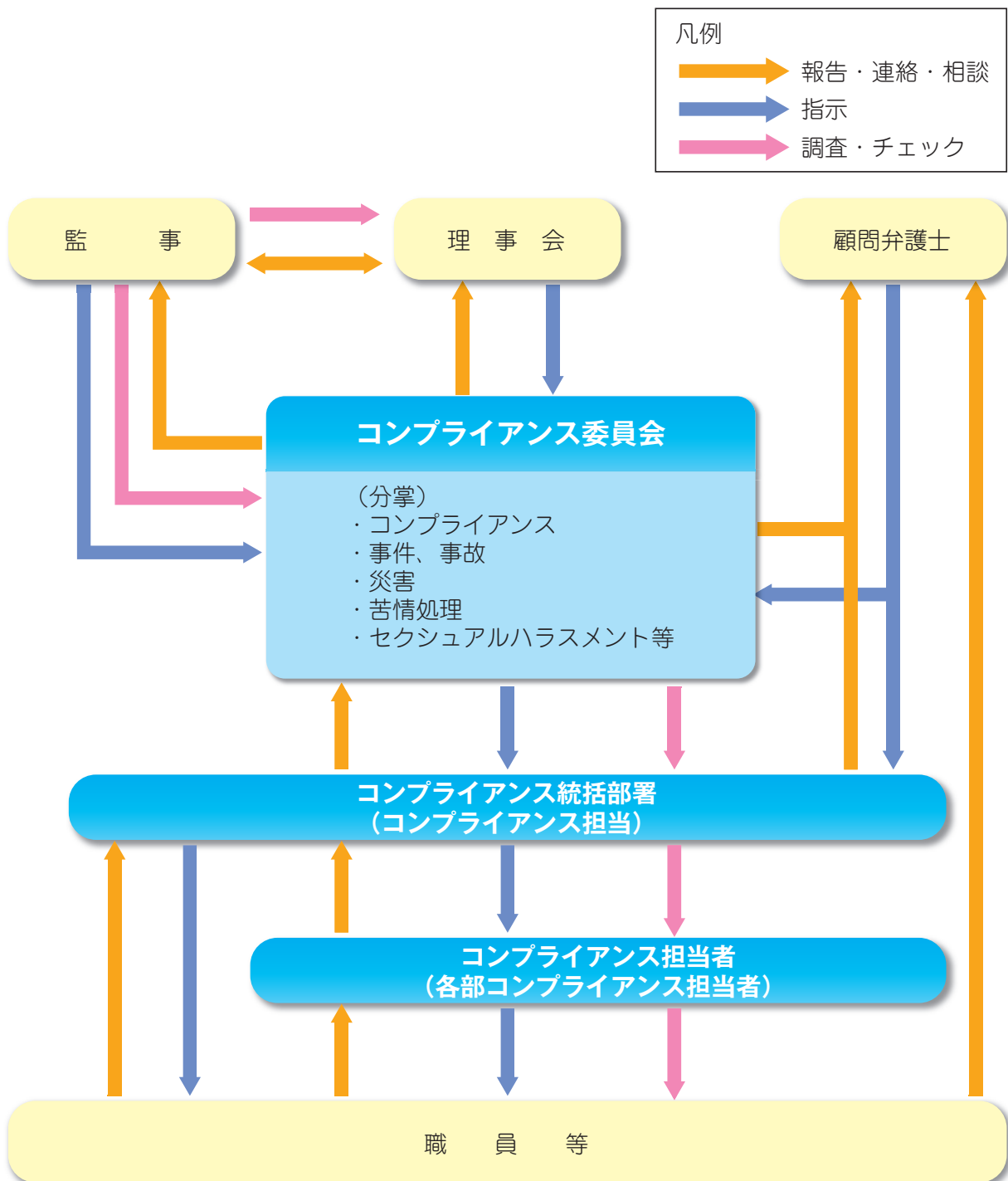
信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

具体的行動規範

1. 法令・ルール等の遵守
2. 誠実な職務の遂行
3. 守秘義務の履行
4. 職務上の地位と関係者との付き合い
5. コンプライアンス関連事項への対応
6. 反社会的勢力（不当要求行為）との対決
7. 外部からの苦情・トラブルへの対応
8. 職場秩序の維持
9. 違反行為の報告
10. 懲罰

○コンプライアンス組織体制図



コンプライアンスに
ついて

コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、統括部署を定め、コンプライアンスマニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

また、各部署にコンプライアンス担当者を配置し、違反等があった場合、外部相談窓口（顧問弁護士）に相談できるような仕組みも整えています。

個人情報保護について

個人情報保護宣言

大分県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- ①当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ②委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ①法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ②ご請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ①当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ②お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ③お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ④上記6. 7. の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3.（3）「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

〒870-0026 大分県大分市金池町3丁目1番64号
電話番号 097-532-8336 部署名 総務部 総務課

【大分県信用保証協会の制度資金】

(平成29年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額 (〇)は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年) %	担保 割引
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	〇
無担保無保証人保証 (NPO法人 責任共有対象:80%保証 その他 責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	1,250万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	責任共有対象0.73 責任共有対象外0.86	
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	0.50~2.20	〇
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2億3,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	〇
新事業応援当座貸越	新事業に取り組んでおり、経営に必要な資金を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	0.29~1.52	
事業者カードローン根保証	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	〇
小口先カードローン (スモール300)	保証付融資の残高が1250万円以下であり、小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 300万円	運転 設備	1年又は2年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	
継続型短期保証2000 (Tan5・2000)	定時償還を伴わない短期資金の継続利用で資金繰りの安定を図る方(最長5年間継続可能)	100万円~ 2,000万円	運転	1年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	〇
根保証	割引 手形貸付	手形や電子記録債権の割引取引などが多い方	運転	1年	金融機関 所定利率	0.39~1.62	〇
						0.45~1.90	〇
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6カ月	金融機関 所定利率	0.41~1.86	〇
経営安定関連保証 (1号~6号は責任共有対象外:100%保証)	取引先等の再生手続き等の申請や災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障をきたしている方(市町村長の認定が必要)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	1号~6号0.80 7号~8号0.75	
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外:100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方(平成30年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)	金融機関 所定利率	0.80	
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業された方	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
	創業関連保証	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方					
	支援創業関連保証	市町村が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市町村の証明が必要)					
創業等関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後5年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	1.00	
経営革新関連保証	中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画にない経営革新のための事業を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.85	
中堅企業特別保証 (責任共有対象外:100%保証)	破綻金融機関と取引を行っていたため、金融機関から円滑な資金調達ができない中堅企業の方	6億円	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	無担保保証(1億円以内)0.65 普通保証(1億円超)0.75	
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で資金調達を行いたい方	4億5,000万円 ※発行価額は 5億6,000万円	運転 設備	7年	金融機関 所定利率	発行価額に対し 0.45~1.90	〇
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として資金調達を行いたい方	2億円 ※貸付限度額は 2億5,000万円	運転 設備	1年	金融機関 所定利率	借入金額・極度額に対し 0.68	
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んでいる中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	2.20	
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうとする中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は 3億5,000万円 (5億円)	運転 設備	3年	金融機関 所定利率	借入金額に対し1.76 (特別小口0.86)	
経営者保証ガイドライン対応保証	「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対応が講じられている中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	3年(6ヶ月) 5年(6ヶ月)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	〇
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年)	金融機関 所定利率	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 特別小口0.80	
条件変更改善型借換保証	条件変更による返済条件の緩和を行ったことにより前向きな金融支援を受けることに支障をきたしている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	15年 (1年又は2年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	〇
予約保証	小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一時的かつ緊急的な資金が必要な方 (信用保証書の有効期限が365日)	運転 設備	5年	金融機関 所定利率	0.60~1.90	〇
						0.70~2.20	〇
経営承継関連保証	経営者の退任・死亡等に起因する事業承継を行うための資金を必要とされる方	2億8,000万円	運転 設備	10年 15年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (特別小口0.86)	〇
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90 (特別小口0.86)	〇
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年	金融機関 所定利率	0.50~2.20	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転	10年	金融機関 所定利率	0.45~1.90	
SS保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転 設備	10年(6ヶ月) 10年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	〇
経営力強化保証 100%保証の借換保証を同額内で借換 (責任共有対象外:100%保証)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営力の強化を図りたい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 (借換) 設備	5年(1年) (10年)(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.45~1.75	〇
						0.50~2.00	〇
経営力向上関連保証	経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた方であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	金融機関 所定利率	0.85%	

大分県信用保証協会の
制度資金

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「覚書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。
 ※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※特別小口保険を付保した場合は、責任共有制度対象外となります(NPO 法人を除く)。

【大分県の制度資金】

(平成29年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引
中小企業振興資金		経営の合理化・体質強化のために長期運転資金や設備資金が必要なときに	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年(1年)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15	○
小口零細企業資金 (責任共有対象外: 100%保証)	普通貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運転 設備	10年(1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85	○
	個人向け 無担保無保証 人貸付						0.70	
中小企業活性化資金		・直近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じ、又は損失が確定と見込まれる方・最近3か月以上の売上高が、前年同期に比し5%以上減少している方・直近の決算期において、前年に比し経常利益が10%以上減少し又は減少することが確定と見込まれる方・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	8,000万円 (運転 8,000万円 設備 8,000万円)	運転 設備	10年(1年)		0.45~0.75	○
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運転	10年(1年) 再生・再建 10年(2年)		0.45~0.75 [特定中小企業者] 0.35	○
特定取引中小企業者		再生手続開始申立等小規模企業者に対し取引条件の改善を行う方(商工調停士の推薦書が必要)	500万円					
中小企業金融円滑化 借換資金		中小企業金融円滑化法施行中(平成21年12月4日~平成25年3月31日)金融機関に経営改善計画を提出し、返済猶予を受けた中小企業者で、借換を行うことで経営改善を図る方	1億6,000万円(ただし、借換開始後3年間までは、毎月返済を返済定額の1/2以上としその残高を毎月均等返済することが可能。)	運転	15年		0.45~0.75	○
事業引継円滑化資金		経営改善が見込まれない企業などからの事業譲渡や合併等により経済的又は社会的に有用である事業や雇用を引継ぐ方	運転8,000万円 設備2億円	運転 設備	10年(1年) 15年(2年)			○
創造的企業育成 支援資金		中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するような計画)について県知事が承認した方	8,000万円	運転 設備	10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0 15年以内 2.4	0.20	○
ものづくり産業 特別融資		基盤技術を用いる自動車関連企業、半導体関連企業で、経営革新計画の承認を受けて基盤技術又は半導体製造工程に関する設備投資を行う方	2億円 (上記融資限度額と別枠)	設備	15年 (1年)			
チャレンジ 中小企業 応援資金	新事業展開 融資	新事業展開計画を作成し、新分野への進出(事業の多角化、新市場進出、新サービスの展開等)により事業の拡大及び経営の安定化を図ろうとする方	8,000万円	運転 設備	10年(2年)		0.35	○
	ベンチャー サポート 融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内)・ビジネスプランアプリ(一次審査通過)・大分トライアル発注制度・グッドデザイン商品創出支援事業・循環型環境産業創出事業						
	経営力強化 融資	認定経営革新等支援機関(国が認定した中小企業支援者・金融機関・税理士等、中小企業の支援事業を行う者)の支援を受けて、事業計画の策定及び計画の実行並びに進捗の報告を行う方						
経営力向上資金		国の認定を受けた経営力向上計画に基づき新事業活動に取り組む方	8,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.35	
おんせん県魅力 アップサポート資金		交流人口の増加への対応や観光振興を図るため、施設整備等の顧客満足度を高める取組を行う旅館・ホテル、飲食業、小売業等観光関連の中小企業者の方	2億8,000万円 (2億8,000万円)	運転 設備	10年(1年) 15年(2年)		0.25	○
創業支援資金 (責任共有 対象外: 100%保証)	新事業創出 融資	事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び中小企業者が新たに会社を設立し事業開始するとき、並びに事業開始後1年を経過していない方	1,500万円	運転 設備	10年(1年)	7年以内1.8 10年以内2.0	0.50	
	再挑戦 支援融資	過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未満の方	1,000万円					
地域産業振 興資金	進出企業取 引促進融資	進出企業との下請取引関係の形成及び発展を図る方	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年(1年)	2.1	0.45~0.85	○
	海外展開 支援融資	海外に事業展開を図る方						
	環境保全 対策融資	環境保全のための施設の設置及び事業場の移転を行う方						
	福祉のまちづ くり条例融資	条例に基づく認定を受け障害者や高齢者に配慮した施設整備を行う方						
	地域資源活用 事業振興融資	地域資源を活用して県外に事業展開を図る方						
	新エネルギー 施設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備を導入する方						
	BCP策定企 業特別融資	BCP(事業継続計画)を策定することで、災害時等の事業継続に取り組む方						
	働き方改革等 推進特別融資	雇用及び労働環境の改善等に積極的に取り組み、又は優れた事業活動等を推進した方で、表彰又は認定等を受けた方						
	国際経済変 動対策融資	国際経済変動に伴い経営合理化等を行う方						
	災害復旧 融資	災害復旧を行う方 ※特定の災害については特別融資						
耐震化促進 融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8,000万円 (2億8,000万円)	運転 設備	20年(2年)	5年以内 1.0 10年以内 1.2 15年以内 1.6 20年以内 2.2	0.25		
金融機関提案型資金		金融機関が提案する融資の要件に合致する方	指定金融機関所定 (詳細は金融機関へお問い合わせください)				協会所定料率	○
県制度のうちセーフティネットが適用された場合(金融機関提案型を除く)							0.70	
(1号~6号は責任共有対象外:100%保証)							(うち中小企業経営改善資金の特定中小企業者に係るもの:0.30)	

【市町村の制度資金】

(平成29年4月現在)

保証の種類		概要	保証限度額	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年) %	保証料率 (年) %	担保 割引
大分市	開業資金 (責任共有対象外：100%保証)	開業予定の方が開業に係る資金を必要とする時や開業後1年未満の方が事業資金を必要とするときに	1,000万円	1,500万円 (創業関連保証：円掛 1,500万円)	1年超 7年(1年)	1.9	市が全額補助	
	支援創業関連保証 (責任共有対象外：100%保証)	市町村が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方(市町村の証明が必要)			1年超 10年(1年)			
	小規模企業者事業資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外：100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	運輸 設備	1年超 10年(1年)	2.1	0.45~1.90 (上記の内、市が75%~80%補助) (セーフティネット適用分は市が全額補助)	○
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	3,000万円	1年超 10年(1年)				
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円	設備	10年(1年)	1.9	市が全額補助	○
	季節資金	夏期特別資金(6月1日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90 (協会季節資金利用の場合、0.41~1.86(まち))	○
	中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,500万円	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70	○
	中小企業経営安定資金 (1号~6号は責任共有 対象外：100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に		運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)			
	中小企業開業資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)	1.8	市が全額補助	○
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要なときに		設備	10年(1年)			
小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証) (責任共有対象外：100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運輸 設備	5年(6か月) 7年(6か月)	2.0	0.45~1.97	○	
年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運輸 設備	6か月				
創業資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運輸 設備	7年(1年)	2.0	市が全額補助	○	
振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年(1年) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70 (設備資金のみ市が全額補助)	○	
開業資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方に	1,000万円	運輸 設備	7年(1年)	1.8	市が全額補助	○	
女性若者起業支援資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満であって、女性又は40歳未満の方及び市内に転入して1年未満の方	500万円		7年(1年)	1.8 (市が全額補助)			
公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要なときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年(1年)	1.8 (市が3割 以内補助)	0.40~1.70 (市が3割以内補助)	○	
季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運輸	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	市が全額補助	○	
新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運輸 設備	10年(1年)	5年 2.20 10年 2.45			
中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年	2.0	0.40~1.70 (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○	
小規模企業者振興資金 (責任共有対象外：100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金 と併用の場合は合算)		10年(6か月)				
創業支援振興資金 (責任共有対象外：100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方または創業後5年未満の方(市の証明が必要)	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)	2.0 (市補助有り)	市が全額補助	○	
女性創業者支援振興資金 (責任共有対象外：100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う女性の方または創業後5年未満の女性の方(市の証明が必要)	500万円						1.8 (市補助有り)
中小企業振興資金融資	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70 (申請により市が3/4補助)	○	
創業支援振興資金融資	創業者が事業を行うために必要な資金	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)	1.8	0.86 (申請により市が全額補助)	○	
津久見市中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	5年 7年(6か月)	2.0	0.45~1.90 (申請により市が1/2補助)	○	
豊後高田市 中小企業 資金	開業資金 (責任共有対象外：100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運輸 設備	7年(1年)	1.8	市が全額補助	○
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金 (新事業展開計画に基づき事業を行う場合)	1,000万円 (1,500万円)	運輸 設備	7年 7年(1,000万円 超の場合は10年)			
	季節資金	中小企業者が越え又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運輸	6か月			
杵築市 中小企業振 興資金	開業資金 (責任共有対象外：100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業後間もない方に	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	1.00 (市が1/2補助) 0.45~1.90 (市が全額補助)	○
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	1,000万円	運輸 設備	10年(1年)			
宇佐市中小企業振興資金		経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要なときに	500万円 1,000万円	運輸 設備	5年(6か月) 7年(6か月)	大分県中 小企業振 興資金に 準ずる	0.45~1.90 (申請により市が1/2補助)	○
豊後大野市 中小企業振 興資金	創業資金 (責任共有対象外：100%保証)	創業者が必要とする運転又は設備資金	500万円	運輸 設備	10年(1年)			
	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金		設備				○

※セーフティネット1号~6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット7号・8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

市町村の制度資金

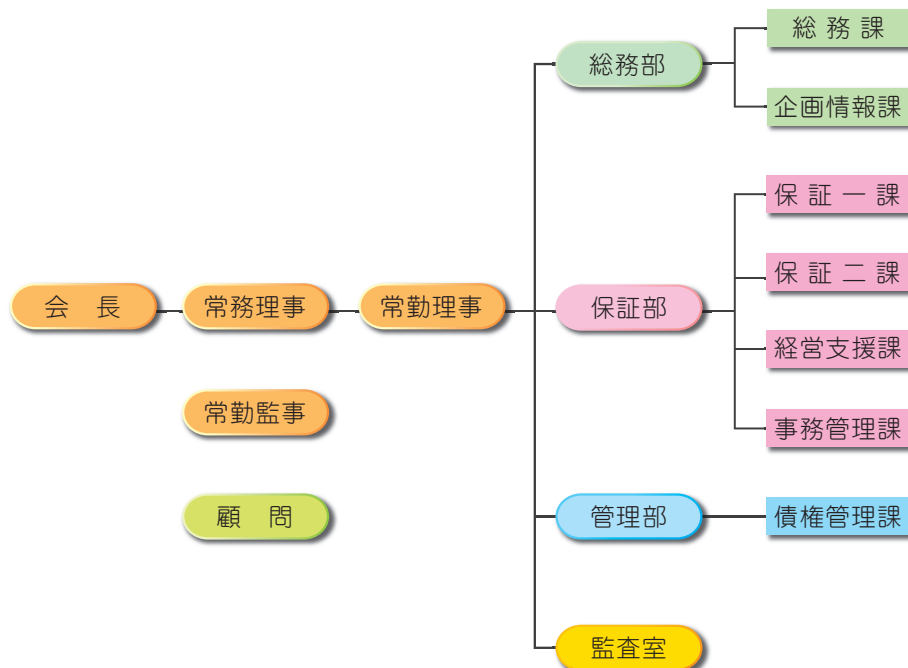
役員・組織機構図

役員 (役職順、理事・監事は五十音順、敬称略)

(平成29年5月29日現在)

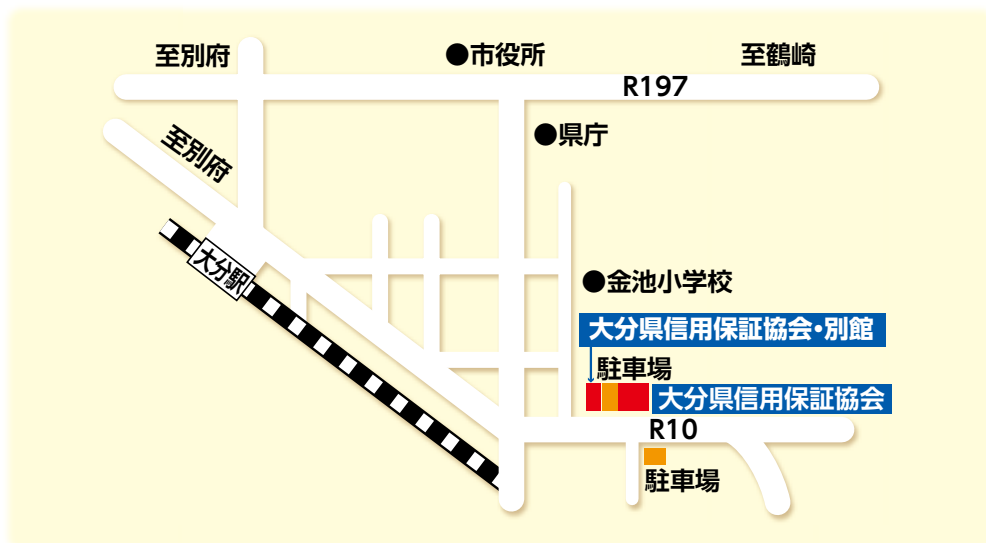
役職名	氏名	備考
会長	日高雅近	常勤
副会長	姫野清高	非常勤 大分県商工会議所連合会 会長
副会長	神崎忠彦	非常勤 大分県商工労働部長
常務理事	岩光芳秀	常勤
理事	阿曾延晃	非常勤 商工組合中央金庫 大分支店長
理事	池邊英貴	常勤
理事	後藤富一郎	非常勤 大分県銀行協会 会長 (大分銀行 頭取)
理事	榎藤淳	非常勤 豊和銀行 頭取
理事	高山泰四郎	非常勤 大分県中小企業団体中央会 会長
理事	原田啓介	非常勤 日田市長
理事	森竹治一	非常勤 大分県商工会連合会会長
理事	吉野一彦	非常勤 大分県信用組合協会 会長 (大分県信用組合 理事長)
理事	和田政則	非常勤 大分県信用金庫協会 会長 (大分信用金庫 理事長)
監事	岩本勝二	常勤
監事	村松政幸	非常勤 公認会計士

組織機構図



お問い合わせ

部署名		TEL&FAX番号		業務内容
総務部 (大分県中小企業会館3階)	総務課	TEL	097-532-8336	総務、庶務、経理、労務、人事、研修、保証料受入
		FAX	097-538-0862	
	企画情報課	TEL	097-532-8348	企画、広報、広聴、情報処理、システム管理
		FAX	097-538-0872	
保証部 (大分県信用保証協会別館3階)	保証一課	TEL	097-532-8246	保証審査 金融相談 創業支援
		FAX	097-538-0871	
	保証二課	TEL	097-532-8247	大分市、由布市、 豊後大野市、竹田市
		FAX	097-538-0865	
	経営支援課	TEL	097-532-8296	上記以外 の地区
		FAX	097-538-0871	
	事務管理課	TEL	097-532-8265	経営支援、再生支援、条件変更、専門家派遣
		FAX	097-538-0871	
管理部 (大分県中小企業会館2階)	債権管理課	TEL	097-532-8297	保証事務
		FAX	097-538-0896	
監査室 (大分県中小企業会館3階)		TEL	097-532-8348	期中管理、代位弁済、保険金請求、回収、訴訟関係
		FAX	097-538-0872	
		TEL	097-532-8348	内部監査、コンプライアンス、危機管理
		FAX	097-538-0872	



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp>



大分県信用保証協会